

労働安全衛生法第 45 条第 3 項の規定に基づく動力プレス、フォークリフト及び不整地運搬車の自主検査指針の廃止に関する公示について（概要）

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

1. 趣旨

- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 45 条第 1 項において、事業者はボイラーその他の機械等（以下「機械等」という。）について定期に自主検査を行い、その結果を記録しておかなければならないこととされている。この自主検査の適切かつ有効な実施を図るため、同条第 3 項の規定に基づき、厚生労働大臣は、機械等ごとに必要な自主検査指針を公表している。
- 今般、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号）により、同法第 1 条による改正後の法第 45 条第 3 項において、法第 45 条第 2 項の規定に基づき実施する特定自主検査（※）は、厚生労働大臣の定める基準に従って行わなければならないとされるとともに、同条第 4 項で規定する自主検査指針の対象から、特定自主検査に該当する検査を除くこととされた。
（※）フォークリフト、ブルドーザー等の車両系建設機械、不整地運搬車、作業床の高さが 2 メートル以上の高所作業車及び動力により駆動されるプレス機械の 5 種類に対して行われる自主検査（労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 15 条第 2 項）
- 今回、新たに動力プレス特定自主検査基準、フォークリフト特定自主検査基準及び不整地運搬車特定自主検査基準を制定することから、これに併せて、現在厚生労働大臣が公表している定期自主検査指針のうち、動力プレス、フォークリフト及び不整地運搬車の定期自主検査指針を廃止するため、その旨を公示することとする。

2. 廃止する定期自主検査指針

- （1）動力プレスの定期自主検査指針（平成 24 年 3 月 30 日付け自主検査指針公示第 1 号）
- （2）フォークリフトの定期自主検査指針（労働安全衛生規則第 151 条の 21 の自主検査に係るもの）（令和 5 年 3 月 31 日付け自主検査指針公示第 21 号）
- （3）不整地運搬車の定期自主検査指針（労働安全衛生規則第 151 条の 53 の自主検査に係るもの）（令和 5 年 3 月 31 日付け自主検査指針公示第 23 号）

3. 公示日等

- 公示日：令和 7 年 12 月 24 日
- 廃止の日：令和 8 年 1 月 1 日